

# 公立学校実習助手(臨時)及び寄宿舍指導員(臨時)募集要項

## 宮城県教育委員会

公立学校臨時的任用教育職員（以下「臨時的教員」という）のうち、実習助手（臨時）及び寄宿舍指導員（臨時）について、以下のとおり募集します。

### 1 募集する臨時的教員

臨時的任用職員(常勤)

| 任 用 種 別 | 任 用 の 事 由 等                       |
|---------|-----------------------------------|
| 産休等臨時任用 | 職員の産前産後休暇及び育児休業による任用              |
| 期限付臨時任用 | おおむね1年間の欠員や長期研修又は病気休暇、休職等の事由による任用 |

### 2 募集する職種

| 職 種        |      | 職 務 内 容                                      | 勤 務 先                             |
|------------|------|----------------------------------------------|-----------------------------------|
| 実習助手（臨時）   | 理 科  | 実験又は実習について、<br>教諭の職務を助ける                     | 県立の高等学校<br>及び特別支援学校               |
|            | 工 業  |                                              |                                   |
|            | 農 業  |                                              |                                   |
|            | 看 護  |                                              |                                   |
|            | 水 産  |                                              |                                   |
|            | その他※ |                                              |                                   |
| 寄宿舍指導員（臨時） |      | 寄宿舍における幼児、児童又は<br>生徒の日常生活上の世話及び<br>生活指導に従事する | 寄宿舍を設置している<br>県立の高等学校<br>及び特別支援学校 |

※その他としては、福祉、情報の実習に詳しい方を想定しています。

### 3 応募資格（次の各号のすべてに該当する者）

- (1) 高等学校卒業以上（見込を含む）の学歴を有する者
- (2) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事由に該当しない者
- (3) 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「子ども性暴力防止法」という。）第2条第8項における特定性犯罪事実該当者ではない者。
- (4) 心身共に健康で、職務に専念し、勤務に耐え得る者
- (5) 有していることが望ましい知識及び技術

| 職 種        | 有していることが望ましい知識及び技術等           |
|------------|-------------------------------|
| 実習助手（臨時）   | 各職種の職務遂行に必要な基礎的な知識と技術         |
| 寄宿舍指導員（臨時） | 障害のある児童生徒の指導及び介護に関する基礎的な知識と技術 |

## 4 応募方法

応募は**原則「電子申請」**。

宮城県教育庁教職員課ホームページから直接申請（入力）

なお、登録内容の変更はできませんので、変更がある場合は再度申請願います。

## 5 給与その他の勤務条件

宮城県教育委員会が別に定める任用等に関する要綱・取扱要領等によります。

※勤務条件等については教職員課ホームページに掲載しています。

## 6 登録及び任用

- （１）申請者について、資格条件等を審査した上で志願者名簿に登録します。
- （２）任用にあたっては、各学校の必要に応じて、当該学校長から直接本人あてに連絡があったのち、面接等を行って決定します。
- （３）履歴書等、面接時に持参する書類等については、該当学校長から連絡がありますので、その指示に従ってください。
- （４）こども性暴力防止法が令和８年１２月２５日に施行されることから、講師等任用予定者に対して、こども性暴力防止法第４条第１項に基づき、法施行後に犯罪事実確認を実施します。
- （５）提出書類への虚偽記載や信用失墜行為等が判明した場合は、任用を取り消すことがあります。

## 7 その他

- （１）登録内容（姓・住所等）に変更が生じた場合には、再度新しい情報で登録してください。
- （２）年間を通じ随時登録を受け付けていますが、令和９年４月１日任用希望の場合、令和８年１２月１８日までに登録されると、年度末に作成する志願者名簿に登載し、高等学校、特別支援学校、各教育事務所に配付します。
- （３）講師登録して新年度当初に任用が無かった者で、年度途中での任用を希望する者は４月初旬に再度登録してください。

| 連絡先               | 郵便番号     | 所 在 地         | 電話番号         |
|-------------------|----------|---------------|--------------|
| 宮城県教育庁教職員課県立学校人事班 | 980-8423 | 仙台市青葉区本町3-8-1 | 022-211-3633 |